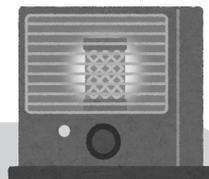


# 緊急福祉灯油購入助成事業を実施します

～申請書は郵送で提出してください～

市では、令和3年12月1日現在函館市在住で、70歳以上の高齢者や重度の障がい児（者）のいる世帯、ひとり親家庭で、令和3年度市民税が非課税世帯であることなどの要件を満たす世帯に対し、灯油などの購入費用の一部を助成します。（暖房器具の種類は問いません）



対象世帯

次の①から⑤のいずれかに該当しますか

- ① 70歳以上の高齢者がいる世帯  
(70歳以上=昭和27年4月1日以前に生まれた方)
- ② 18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭  
(18歳未満=平成15年4月2日以後に生まれた方)
- ③ 身体障害者手帳1～3級の身体障がい児（者）のいる世帯
- ④ 療育手帳A判定の知的障がい児（者）のいる世帯
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1～2級の精神障がい者のいる世帯

はい

助成要件

次の㉗から㉙の要件全てに該当しますか

- ㉗ 令和3年12月1日現在、函館市に住所がある
- ㉘ 世帯全員の令和3年度の市民税が非課税である
- ㉙ 生活保護を受給していない

はい

**助成が受けられます。申請書を郵送で提出してください。**

助成金額 1世帯につき5,000円

受付期間 2月28日(月)まで（消印有効）

申請書配布場所 市役所、各支所、中央図書館、市民会館、亀田交流プラザなどの公共施設、町会館（東部4支所管内を除く）、地域包括支援センター、イトーヨーカドー、イオン・マックスバリュ市内各店舗、ラルズマート市内各店舗、スーパーアークス市内各店舗、ビックハウスマーニ等に備えています。

※ 申請書は市のHPからもダウンロードできます。

申請方法 申請書に必要事項を記入し、口座情報が確認できる通帳等のコピーを添付のうえ、同封の返信用封筒（切手不要）で郵送してください。（申請は郵送でのみ受け付けています。）

お問合せ 保健福祉部管理課（福祉灯油担当） ☎84-5569 平日 午前9時～午後5時

📄<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021112600030/>

## 子育て世帯への臨時特別給付金について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、18歳以下の児童を養育する子育て世帯へ臨時特別給付金（先行給付分・追加給付分）10万円を支給します。

対象者（下記のいずれかに該当する方）	申請・支給時期	申請期限
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年9月30日に本市に住居登録があり、同年9月分児童手当を受給している方（特例給付の方は対象外）</li> <li>・上記に該当し、令和3年9月30日において、高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの方）を養育する方</li> </ul>	不要 ※先行給付分 12月23日(木)支給済 ※追加給付分 1月6日(木)支給予定	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年9月30日に本市に住居登録があり、同日において高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの方）のみを養育し、令和2年分の所得が児童手当の所得限度額以内の方</li> <li>・新生児（令和4年3月31日出生まで）を養育し、令和2年分の所得が児童手当の所得限度額以内の方</li> <li>・令和3年9月分の児童手当を受給している公務員の方（特例給付の方は対象外）</li> </ul>	必要 ※1月中旬以降 順次一括（先行給付分・追加給付分）支給予定	令和4年3月31日(木)（必着） ※令和4年3月末に新生児を出生した場合は、出生日翌日から15日以内

対象児童 平成15年4月2日～令和4年3月31日までに生まれた児童

給付額 対象児童1人につき10万円（先行給付分5万円、追加給付分5万円）

提出先 〒040-8666 函館市東雲町4番13号

函館市子育て支援課 子育て世帯への臨時特別給付金担当

※ 申請書は子育て支援課（市役所2階）、各支所で配布するほか、市のHPからダウンロードできます。

お問合せ 子育て支援課専用ダイヤル ☎21-3914

📄<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021113000013/>